

過左記ノ通りニ有之

下巻 過記

(一) 小社側ハ七月廿八日臨時職工六名ヲ僱入レ印刷ニ従事セシメタリ

七月廿八日上降若田富美夫ハ浅井清三尺松下社長トシテ職ノ処置ヲ詰問シツ、アリシガ廿日社側松下社折衝ノ結果た言ノ通り協定成立シ解雇申渡ヲ受ケタル者並今情罷業ヲ為シタル者モ全額一且就業シタルカ解雇スベキ者ハ解雇手当金ノ準備未次第若田ヨリ發表スル豫定ナレモ解雇ヲ宣セラルヘキ社員十

一名職工十一名ハ不满ノ意ヲ漏シツ、アルヲ以テ尚注意中

記

協定事項

- 一 社ノ経営ハ松下若田浅井 三氏協議ノ上共ニ一致シテ社ノ隆盛ヲ計ルコト
- 二 職前社員ハ一時復社セシメ直チニ辞表ヲ提出シ任意退社セシムルコト之レト今時ニ新入社員モ退社セシメ若田松下浅井協議ノ上新社員ヲ詮衡スルコト
- 三 小島氏ニ對シテ禮ヲ尽シ謝意ヲ表スルコト
- 四 退職者ニ對シテハ相違ノ退職手当ヲ支給セシムルコト
- 五 右協定ニ依リ決定セル社ノ幹部